

計画の期間延長について(案)

健康いわくら21（第2次）は、平成25年度から令和4年度までの10年間を計画の期間とし、5年を経過した平成30年度に計画の中間評価を行いました。また、最終年度の令和4年度には最終評価を行い、次期計画に向けた検討を行う予定としていました。

令和3年度に厚生労働省健康局長及び医政局長から「『国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針の一部を改正する件』及び次期健康増進計画策定作業等について」等の通知があり、医療費適正化計画等の期間と健康日本21（第2次）に続く次期プランの期間とを一致させること等を目的とし、健康日本21（第2次）の期間を1年間延長し令和5年度までとされました。また、愛知県も同様の理由から「健康日本21 あいち新計画」の計画期間が1年間延長となりました。

これらの通知を受け、本市においては、令和5年春に公表予定の国の基本方針及び令和5年度に策定される愛知県の健康増進計画を勘案して、次期計画を策定するために、健康いわくら21（第3次）の計画期間を2年間延長し、令和7年度から令和16年度とすることを検討しています。

	(年度)													
	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	
岩倉市総合計画 (第5次)	→										...			→
	令和3年度から													
健康いわくら21	第2次 →		第3次			中間 評価		→						
	2年間延長													
(国) 健康日本21	第2次 →		→											
	1年間延長													
(県) 健康日本21 あいち新計画	第2次 →		→											
	1年間延長													